

沖縄市庁内地理情報システム構築業務に係るプロポーザル 実施要領

1. 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、沖縄市(以下「本市」という)で運用中の庁内地理情報システム(以下「GIS」という)のサポート終了に伴い、LGWAN-ASPのクラウドサービスによる統合型GIS及び固定資産GISを導入する。本市が保有する庁内の空間データを一元的に管理し、GISを再構築することで、今後の空間データ整備に係る費用の重複投資の防止及び業務の効率化・情報共有化・高度化を図り、行政サービスの向上と市民サービスの向上を目的とする。

- (2) 業務名称 沖縄市庁内地理情報システム構築業務
- (3) 業務内容 別添「沖縄市庁内地理情報システム構築業務 概要仕様書」に基づく
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日 から 令和7年3月31日まで
- (5) 業務決定方法 公募型プロポーザル(書類審査及びプレゼンテーション)
- (6) 提案書類 6. 提案書類等に示す通り

2. 提案上限額

57,167,000円(消費税を含む)

内訳:システム導入/既存データ移行 14,267,000円(消費税を含む)

住居表示データ整備 42,900,000円(消費税を含む)

※ただし、この金額は本業務の予定価格及び契約金額を示すものではない。

3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。企業体等として参加する場合は、公告日から業務期間までの間、下記(1)～(6)及び(8)

(9)を構成員すべてが満たすものとし、(7)を構成員のいずれかが満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 公告日から契約候補者特定の日まで、沖縄市有資格業者の請負契約に係る

指名停止等の措置に関する要領(平成24年4月16日決裁)の規定による参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

(4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。

(5) 破産法(平成16年法第75号)に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者。

(6) 参加しようとする者の主たる所在地が日本国内にあること。

(7) 地方公共団体のLGWAN-ASP方式による「統合型GIS」及び「固定資産GIS」導入の実績を有すること。

(8) プライバシーマーク及びISMSについて、認証取得があること。

(9) その他本業務を確実に遂行できること。

4. スケジュール

参加手続きにおけるスケジュールは次のとおりとする。

項番	項 目	日 程
1	公募開始（市HP掲載）	令和6年 4月 9日（火）
2	質問書の受付	令和6年 4月 9日（火）から 令和6年 4月 15日（月）17時まで
3	参加申請書の受付期限	令和6年 4月 15日（月）17時まで
4	質問書に対する回答（メールにて回答）	令和6年 4月 17日（水）
5	会社概要書等の受付期限	令和6年 4月 19日（金）17時まで
6	1次審査の結果通知	令和6年 4月 23日（火）
7	企画提案書の受付期限	令和6年 5月 9日（木）17時まで
8	プレゼンテーションの実施（予定）	令和6年 5月 15日（水）
9	結果の通知（予定）	令和6年 5月 17日（金）
10	契約締結（予定）	令和6年 5月末

5. 質問書の受付及び回答

(1) プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問書（様式第6号）に質問内容を簡潔にまとめ、以下のとおり電子メール（ワード）で提出すること。

【質問受付期間】 令和6年4月9日（月）～ 令和6年4月15日（月）17時まで

【送付先アドレス】 a23jsuisin@city.okinawa.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、令和6年4月17日（水）までに参加者にメールにて回答する。

※電子メール以外での質問は受け付けておりません。

6. 参加申請書及び企画提案書類・提出部数

(1) 参加申請書等の提出・原本1部、副本1部

参加申請書等について、下記様式に記載の上、アは「4. 項番3 参加申請書の受付期限」、イ～クは「4. 項番5 会社概要書等の受付期限」までに持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限内必着）

ア. 参加申請書（様式第1号）

イ. 会社概要書（様式第2号）

ウ. 会社の業務実績書（様式第3号）

エ. 各種法人税（国税・都道府県税・市町村税）を滞納していないことが証明できる書類
（直近3ヵ月以内のもの）

オ. 財務諸表（直近のもの）

カ. 会社パンフレット等

キ. 機能要件回答書（別紙1、2）

ク. 企業体等として応募する場合は、協定書（様式任意）

(2) 企画提案書の提出・原本1部、副本5部

企画提案書について、下記様式に記載の上、「4. 項番7 企画提案書の受付期限」までに持参又は書留郵便で提出するものとする。(提出期限内必着)

ア. 企画提案書(様式第4号、提案内容は様式任意)

提出される企画提案書等は、30ページ以内(A4版)とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

イ. 業務参考見積(税込)(様式第5号、内訳書は様式任意)

※年間保守費用・システム利用料(5年分)についても、別途作成し提出すること。

【提出先】

沖縄市役所 企画部 DX戦略室 情報システム課 担当 宮平
(所在地) 〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号
(電話番号) 098-939-1212 (内線2022)

7. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

(1) 第一次審査(書類審査)

下記8に示す、第一次審査基準に基づき書類評価を行い、上位3社を選考する。選考結果は書面によって通知する。なお、選考された者のみ、第二次審査を実施する旨通知する。

(2) 第二次審査(提案書及びプレゼンテーションによる審査)

ア. プレゼンテーションの日程及び実施内容については別途通知するものとする。

イ. 第一次審査により選考された者により、企画提案内容についてプレゼンテーションを実施する。

ウ. 1者ずつのプレゼンテーションとし、1者の持ち時間は、説明50分、質疑10分の計60分以内とする。追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いたPPTの使用は可能とする。ただし、市から提出を求められた資料等については、この限りではない。

エ. プレゼンテーションの出席者は、最大5名とする。

オ. 下記8に示す評価基準に基づき審査を行い、一次審査及び第二次審査の各委員の合計点により、最も優れている事業者を選定する。

(3) 選定結果の通知

審査結果を書面にて通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査を実施するものとし、評価の結果、一定水準(合計点数が満点の60%以上)に達しない場合は、契約候補者として選定しない。

8. 評価基準

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

評価区分	内容	配点	備考
会社実績・資格等	公的資格実績	30	様式2号 様式3号
	企業有資格技術者状況		
	業務実績		
要求機能	要求機能	30	別紙1 別紙2

(1) 第一次審査 (60点満点)

(2) 第二次審査 (90点満点)

別添概要仕様書に示す業務内容について、業務実施方針や業務遂行力、また具体的かつ効果的で実現性のある提案となっているかどうか、プレゼンテーションを通して総合的に審査を行う。

評価区分	内容	配点	備考
企画提案書	1. 業務実施方針	65	提案書
	2. 業務実施体制		
	3. 業務実施工程		
	4. システム全体内容		
	5. システム間データ連携		
	6. 住居表示データ整備及び 既存GISデータ移行		
	情報セキュリティ対策		
	運用・保守		
	その他提案		
プレゼンテーション	プレゼンテーション デモンストレーション	20	プレゼン
価格点	運用保守費	5	見積書

9. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 業務参考見積額が提案上限額を超えたもの
- (3) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (5) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (6) 提案書等の提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (7) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

10. 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

本市は、評価委員会が選定した者を、本業務契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

- ①候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ②候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③候補者からの見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
- ⑤その他の理由により契約候補者との契約締結が不可能になったとき

(2) 業務契約金額

業務契約金額は、本市の定める本業務契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 業務契約内容及び実施条件

- ①業務内容については、提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行うものとする。
- ②業務実施体制に記載した配置予定者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

11. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。このため本業務を実施するにあたっては、沖縄市と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (7) 検討すべき事項が発生した場合は、沖縄市と別途協議を行うものとする。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (9) プロポーザルにより選定された事業者について、「沖縄市物品単価表及び登録者名簿」

及び「沖縄市入札参加資格登録名簿」に掲載された事業者ではない場合は、契約の締結にあたって、以下の書類の提出を求めるものとする。

- ①法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ②商号登記している個人にあつては履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ③商号登記していない個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④財務諸表（法人及び個人）
- ⑤滞納のない証明書
 - ア）法人にあつては市町村税、法人税、消費税及び地方消費税
 - イ）個人にあつては市町村税、所得税、消費税及び地方消費税

なお、上記書類について不備があつた場合は、次点者を契約候補者として再特定するものとする。